

EPAの原産地規則

門司税関業務部
原産地調査官

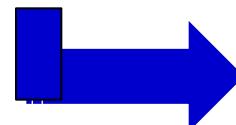
平成25年11月7日

本日の説明

- どうしたらEPA特恵税率を利用できるのか？



- ①EPA特恵税率が設定されていること
- ②原産地基準を満たす原産品であること
- ③積送基準を満たすこと
- ④手続的規定を満たすこと



原産地規則

どうしたらEPA特恵税率を利用できるのか

①輸出入される产品に関し、EPA特恵税率が設定されていること（EPA税率の場合、協定の譲許表）

②生産された貨物が、「原产品」であると認められること（=原产地基準を満たしていること）

→この原产地基準を満たしていることを証明する書類が「**原产地証明書**」

③運送の途上で「原产品」という資格を失っていないこと（=積送基準を満たしていること）

→この積送基準を満たしていることを証明する書類が「**運送要件証明書**」（通し船荷証券の写し等）



4つの条件をすべて満たさなければいけない！

“①EPA特恵税率が設定されていること”をどのように確認するのか？

■ 手順1 関税分類番号の確認

- 輸出入しようとする商品の関税分類番号(HS番号)を確認

シャープペンシルの HS番号？？？

関税分類番号(HS番号)～HS条約(商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約)の品目表の番号
(170ヶ国以上が加盟)

類(2桁)…(例)第96類

項(4桁)…(例)第9608項

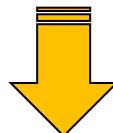
号(6桁)…(例)第9608.40号

HS条約締結国間で共通(6桁)。ただし、6桁以降は各國別の細分であり、日本の場合は9桁

第20部 雜品		品名 Description
第96類 雜品		
統計番号	番号 H.S. code	品名 Description
96.08		ボールペン、フェルトペンその他の浸透性のペン先を有するペン及びマーカー、万年筆その他のペン、鉄筆、シャープペンシル並びにペン軸、ペンシルホルダーその他これらに類するホルダー並びにこれらの部分品(キャップ及びクリップを含むものとし、第96.09項の物品を除く。)
	9608.10	ボールペン 1 軸又はキャップに貴金属、これを張り若しくはめつきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべつこうを使用したもの 2 その他のもの
	9608.20	フェルトペンその他の浸透性のペン先を有するペン及びマーカー
	9608.30	万年筆その他のペン
	9608.40	1 軸又はキャップに貴金属、これを貼り若しくはめつきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、象牙又はべつこうを使用したもの 2 その他のもの シャープペンシル 1 軸又はキャップに貴金属、これを張り若しくはめつきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべつこうを使用したもの 2 その他のもの

“①EPA特恵税率が設定されていること”をどのように確認するのか？

■ 手順1 関税分類番号の確認



具体的には？？？

- ・過去に輸出入実績があれば、許可された輸出入申告書に記載されているHS番号を調べる。
- ・税関の『関税率表解説・分類例規』で調べる。

<http://www.customs.go.jp/tariff/kaisetu/index.htm>

- ・近隣の税関に問い合わせる。
- ・輸入者を通じて輸入国の税関に問い合わせる。

“①EPA特恵税率が設定されていること”をどのように確認するのか？

(税関ウェブサイト 実行関税率表)

■手順2 EPA税率の確認(輸入)

第4部 調製食料品、飲料、アルコール、食酢、たばこ及び製造たばこ代用品

第18類 ココア及びその調製品

EPA税率

<http://www.customs.go.jp/tariff/>

統計番号 番号 HS code	品名 Description	関税率 Tariff rate					関税率(経済連携協定) Tariff rate (EPA)							
		基本 General	暫定 Temporary	WTO協定 WTO	特恵 GSP	特別特恵 LDC	シンガポール Singapore	メキシコ Mexico	マレーシア Malaysia	チリ Chile	タイ Thailand	インドネシア Indonesia	ブルネイ Brunei	ASEAN
18.01 1801.00 000	力力オ豆(生のもの及びいたもので、全形のもの及び割ったものに限る。)	無税		(無税)			無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
18.02 1802.00 000	力力オ豆の殻、皮その他のくず	無税		(無税)			無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
18.03 1803.10 000 1803.20 000	ココアペースト(脱脂してあるかないかを問わない。) 脱脂しないもの 完全に又は部分的に脱脂したもの	10% 20%		5% 10%	3.5% 7%	無税 無税	無税 1.3%	無税 無税	0.4% 0.9%	0.4% 0.9%	無税 1.8%	無税 2.5%	1.3% 2.5%	
18.04 1804.00 000	力力オ脂	無税		(無税)			無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
18.05 1805.00 000	ココア粉(砂糖その他の甘味料を加えたものを除く。)	21.5%		12.9%	10.5%	無税	1.6%	無税	3.8%	3.8%	2.6%		5.9%	
18.06 1806.10 100 1806.20 200	チョコレートその他のココアを含有する調製食料品 ココア粉(砂糖その他の甘味料を加えたものに限る。) 1 砂糖を加えたもの 2 その他のもの その他の調製品(塊状、板状又は棒状のもので、その重量が2キログラムを超えるもの及び液状、ペースト状、粉状、粒状その他これらに類												29.8% 13.6%	

物品を日本に輸入する場合のEPA税率は、税関のウェブサイトの
「実行関税率表」で調べることができます。「実行関税率表」で検索！

■ 手順2 EPA税率の確認(輸出)

World TariffSM
HS Number Search
Preferential Duties and Taxes for 8703.90.99 Er

仕向け国/輸出先
Mexico

類/部名
87 - Vehicles other than railway or tramway rolling-stock, and parts and accessories

項
8703 - MOTOR CARS AND OTHER MOTOR VEHICLES PRINCIPALLY DESIGNED FOR

テキスト 番号 |

Mexico - Chapter 87 - Vehicles other than railway or tramway rolling-stock, and parts and accessories thereof
[Section Notes](#) [Chapter Notes](#) [End Notes](#)

日本貿易振興会(JETRO)が契約しているWorld Tariffを使えば、日本に居住している方は、我が国がEPAを締結している国を含む175カ国の関税率を調べることができます(JETROのページからユーザー登録が必要です(無料))。

世界各国の関税率

米国FedEx Trade Networks社が有料で提供している世界の関税率データベース「World Tariff」をご利用いただけます。
※「World Tariff」を利用し得たデータおよび印刷物は、著作物への利用、第三者への販売、その他再配布はできません。
※ご利用ごたっては同社ウェブサイトへの登録および同社の使用料金条件の遵守が必要であることをご承知ください。
※JETROは「World Tariff」の情報の正確性およびこの情報に基づいて行われた行為の結果についていかなる意味でも責任を負うものではありません。『[利用規約](#)』をご確認ください。
※データの更新状況はリリースセンター「World Tariff出版日付」のページにて必ずご確認ください。

本ページに関するご意見・ご感想
JETRO・ビジネスライブラリー
E-mail: EBU-tariff@jetro.go.jp

(JETRO 世界各国の関税率)

<http://www.jetro.go.jp/theme/trade/tariff/>

国	税率	協定
Israel	Free	European Union Trade Agreement
Italy	Free	Israel Trade Agreement
Jamaica	20%	European Union Trade Agreement
Japan	Free <small>12, 50, 60</small>	MFN Applied
Jordan	20%	Mexico-Japan Free Trade Agreement
Kazakhstan	20%	MFN Applied
Kenya	20%	MFN Applied
Uganda	20%	MFN Applied

日メキシコEPAを利用すれば、メキシコにおいて、関税なしで輸入することができる。

再掲 どうしたらEPA特恵税率を利用できるのか

①輸出入される产品に関し、EPA特恵税率が設定されていること（EPA税率の場合、協定の譲許表）

②生産された貨物が、「原产品」であると認められること（=原产地基準を満たしていること）

→この原产地基準を満たしていることを証明する書類が「**原产地証明書**」

③運送の途上で「原产品」という資格を失っていないこと（=積送基準を満たしていること）

→この積送基準を満たしていることを証明する書類が「**運送要件証明書**」（通し船荷証券の写し等）



4つの条件をすべて満たさなければいけない！

“②原産地基準を満たす原産品であること”をどのように確認するのか？

各協定の本体、
付属書2 品目別規則

■ 手順3 輸出入產品の原産性の確認

Japan Customs メナソイヘ 入力元に戻る 小さく サイト内検索 検索

ホーム 海外旅行の手続き 輸出入の手続き 水際での取締り 貿易統計 カスタムスアンサー

全国の税関 函館 東京 横浜 名古屋 大阪 神戸 門司 長崎 沖縄

現在位置: [ホーム](#) > 締結済・交渉中の各EPAの概要、協定条文等

いいね！ 2 送信 リンク 0 リツイート 1

○ 締結済・交渉中の各EPAの概要、協定条文等(平成24年4月1日現在)

各EPAに係るステーシング表(我が国が約束した関税率の一覧表)、実行関税率表(各EPA税率を含む)については以下をご覧ください。

- ▶ [ステーシング表](#)
- ▶ [実行関税率表](#)

EPAの概要	① 交渉開始 ② 大綱合意 ③ 署名 ④ 発効日	協定テキスト (外務省ホームページへのリンク)	原産地規則
(1)発効済			
シンガポール	① 13年1月 ② 13年10月 ③ 14年1月 ④ 14年11月30日	協定本体、実施取締、他	品目別原産地規則(改正付属書IIA)[404kb,PDF] (外務省ホームページへリンク) 原産地証明書記載要領[113kb,PDF]
改正議定書	① 18年4月 ② 19年1月		

関税局・税関の組織

- ▶ [関税局・税関の紹介](#)
- ▶ [関税中央分析所・税関研修所](#)
- ▶ [税関所在案内](#)
- ▶ [所管の法人に関する情報](#)
- ▶ [採用案内](#)

関税政策・税関行政

- ▶ [所管法令等](#)
- ▶ [特殊関税](#)
- ▶ [審議会・研究会](#)
- ▶ [政策評価\(関税局・税関関連\)](#)

原産地規則(日タイ経済連携協定(EPA)の例)

3種類の原産品

第28条 原産品 協定本体

1 この章に別段の定めがある場合を除くほか、次のいずれかの产品は、締約国の原産品とする。

(a) 当該締約国において完全に得られ、又は生産される产品であって、2に定めるもの

完全生産品

(b) 当該締約国の原産材料のみから当該締約国において完全に生産される产品

原産材料のみから生産される产品

(c) 非原産材料をその全部又は一部につき使用して当該締約国において完全に生産される产品であって、附属書2に定める品目別規則及びこの章の他のすべての関連する要件を満たすもの

実質的変更基準を満たす产品

品目別規則の例

七三・〇一～七三・一〇

七三・一一～七三・一一・八三

七三・一一・九〇～七三・三一・一〇

七三・三一・九一～七三・三一・九九

七三・四一〇～七三・四一・二九

第七三・〇一項から第七三・二〇項までの各項の产品への他の類の材料からの変更又は、原産資格割合が四十ペーセント以上であること（第七三・〇一項から第七三・二〇項までの各項の产品への関税分類の変更を必要としない。）。

第七三・一一号から第七三・一一・八三号までの各号の产品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、原産資格割合が四十ペーセント以上であること（第七三・一一・一一号から第七三・一一・八三号までの各号の产品への関税分類の変更を必要としない。）。

第七三・一二号から第七三・三一・一〇号までの各号の产品への他の類の材料からの変更又は、原産資格割合が四十ペーセント以上であること（第七三・一二・一〇号から第七三・一二・一〇号までの各号の产品への関税分類の変更を必要としない。）。

第七三・三一・九〇号から第七三・三一・一〇号までの各号の产品への他の類の材料からの変更又は、原産資格割合が四十ペーセント以上であること（第七三・三一・九〇号から第七三・三一・九〇号までの各号の产品への関税分類の変更を必要としない。）。

第七三・三一・九一号から第七三・三一・九九号までの各号の产品への他の類の材料からの変更又は、原産資格割合が四十ペーセント以上であること（第七三・三一・九一号から第七三・三一・九九号までの各号の产品への関税分類の変更を必要としない。）。

第七三・四一〇～七三・四一・二九号までの各号の产品への関税分類の変更を必要としない。

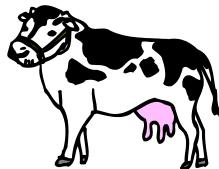
第七三・三一・九一号から第七三・三一・九九号までの各号の产品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、原産資格割合が四十ペーセント以上であること（第七三・三一・九一号から第七三・三一・九九号までの各号の产品への関税分類の変更を必要としない。）。

第七三・三一・九一号から第七三・三一・九九号までの各号の产品への他の類の材料からの変更又は、原産資格割合が四十ペーセント以上であること（第七三・三一・九一号から第七三・三一・九九号までの各号の产品への関税分類の変更を必要としない。）。

第七三・三一・九一号から第七三・三一・九九号までの各号の产品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、原産資格割合が四十ペーセント以上であること（第七三・三一・九一号から第七三・三一・九九号までの各号の产品への関税分類の変更を必要としない。）。

原産品(日タイ経済連携協定(EPA)の例)

28条1(a) 完全生産品



(a) 生きている動物であって、当該締約国において生まれ、かつ、成育されたもの
(家畜等)



(b) 当該締約国において狩猟、わなかけ、漁ろう、採集又は捕獲により得られる動物
(捕獲野生動物等)



(c) 当該締約国において生きている動物から得られる产品
(牛乳、卵等)



(d) 当該締約国において収穫され、採取され、又は採集される植物及び植物生産品
(果実、切り花等)

は、同条2に規定

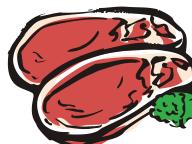


(e) 当該締約国において抽出され、又は得られる鉱物その他の天然の物質
(原油等)



(f) 当該締約国の船舶により、両締約国の領海外の海から得られる水産物その他の产品
(公海で捕獲した魚等)

(g)～(k) 略



(l) 当該締約国において(a)から(k)までに規定する产品のみから得られ、又は生産される产品
((a)に該当する牛を屠殺して得られた牛肉等)

再掲

原産地規則(日タイ経済連携協定(EPA)の例)

第28条 原産品 協定本体

1 この章に別段の定めがある場合を除くほか、次のいずれかの产品は、締約国の原産品とする。

(a) 当該締約国において完全に得られ、又は生産される产品であって、2に定めるもの

完全生産品

(b) 当該締約国の原産材料のみから当該締約国において完全に生産される产品

原産材料のみから生産される产品

(c) 非原産材料をその全部又は一部につき使用して当該締約国において完全に生産される产品であって、附属書2に定める品目別規則及びこの章の他のすべての関連する要件を満たすもの

実質的変更基準を満たす产品

品目別規則の例

七三・〇一・一七三・一〇
七三・一一・一七三三二・八三
七三・一・九〇・一七三三三・一〇
七三・三・九一・一七三三三・九九
七三・三・一〇・一七三三四・二九

第七三・〇一項から第七三・一〇項までの各項の产品への他の類の材料からの変更又は、原産資格割合が四十ペーセント以上であること（第七三・〇一項から第七三・一〇項までの各項の产品への関税分類の変更を必要としない。）。
第七三二一・一一号から第七三三二・八三号までの各号の产品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、原産資格割合が四十ペーセント以上であること（第七三二一・一一号から第七三二一・八三号までの各号の产品への関税分類の変更を必要としない。）。
第七三二一・九〇号から第七三三三・一〇号までの各号の产品への他の類の材料からの変更又は、原産資格割合が四十ペーセント以上であること（第七三二一・九〇号から第七三二一・八三号までの各号の产品への関税分類の変更を必要としない。）。
第七三三三・九一号から第七三三三・九九号までの各号の产品への他の類の材料からの変更又は、原産資格割合が四十ペーセント以上であること（第七三三二・九〇号から第七三二一・一〇号までの各号の产品への関税分類の変更を必要としない。）。
第七三三三・九一号から第七三三三・九九号までの各号の产品への他の類の材料からの変更又は、原産資格割合が四十ペーセント以上であること（第七三三三・九一号から第七三三三・九九号までの各号の产品への関税分類の変更を必要としない。）。
第七三三四・一〇・一七三三四・二九号までの各号の产品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、原産資格割合が四十ペーセント以上であること（第七三三三・一〇号から第七三三三・二九号までの各号の产品への当該各号以外の

原産品(日タイ経済連携協定(EPA)の例)

(c) 実質的変更基準を満たす產品

■ 関税分類変更基準



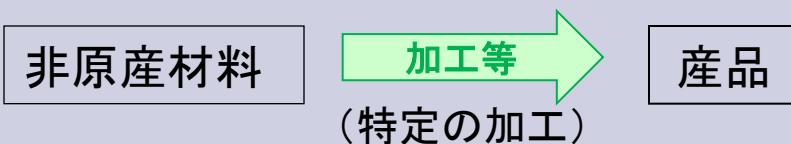
非原産材料と產品の関税分類番号に特定の変化があれば、実質的変更があったとする基準

■ 付加価値基準



付加された価値がある条件以上であれば、実質的変更があったとする基準

■ 加工工程基準



非原産材料に特定の加工工程がほどこされれば、実質的変更があったとする基準

⇒我が国の多くのEPAにおいて、実質的変更基準は、品目毎に上記のいずれかの考え方、あるいは、その組み合わせを採用しています。

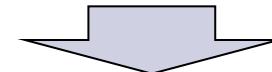
品目別規則(日タイ EPAの例)

鉄鋼製の貯蔵タンク(内容積300ℓ超)

HS番号…73類 (2桁)

73.09項 (4桁)

7309.00号 (6桁)



第73.01項から
第73.20項まで
の各項の產品
への他の類の
材料からの変
更

又は

原産資格割合が40%以
上であること(第73.01
項から第73.20項まで
の各項の產品への関税
分類の変更を必要とし
ない。)

(付加価値基準)

外務省ウェブサイト(税関ウェブサイトからリンクあり)

http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/j_asean/thailand/kyotei.html

類Chapter(2桁)
(例)第72類

七三三一四・一〇一七三三一四・二九
七三三一三・九一一七三三三三・九九
七三三一・九〇一七三三三三・一〇
七三三一・一一一七三三一・八三
七三三一・一一一七三三一・一〇

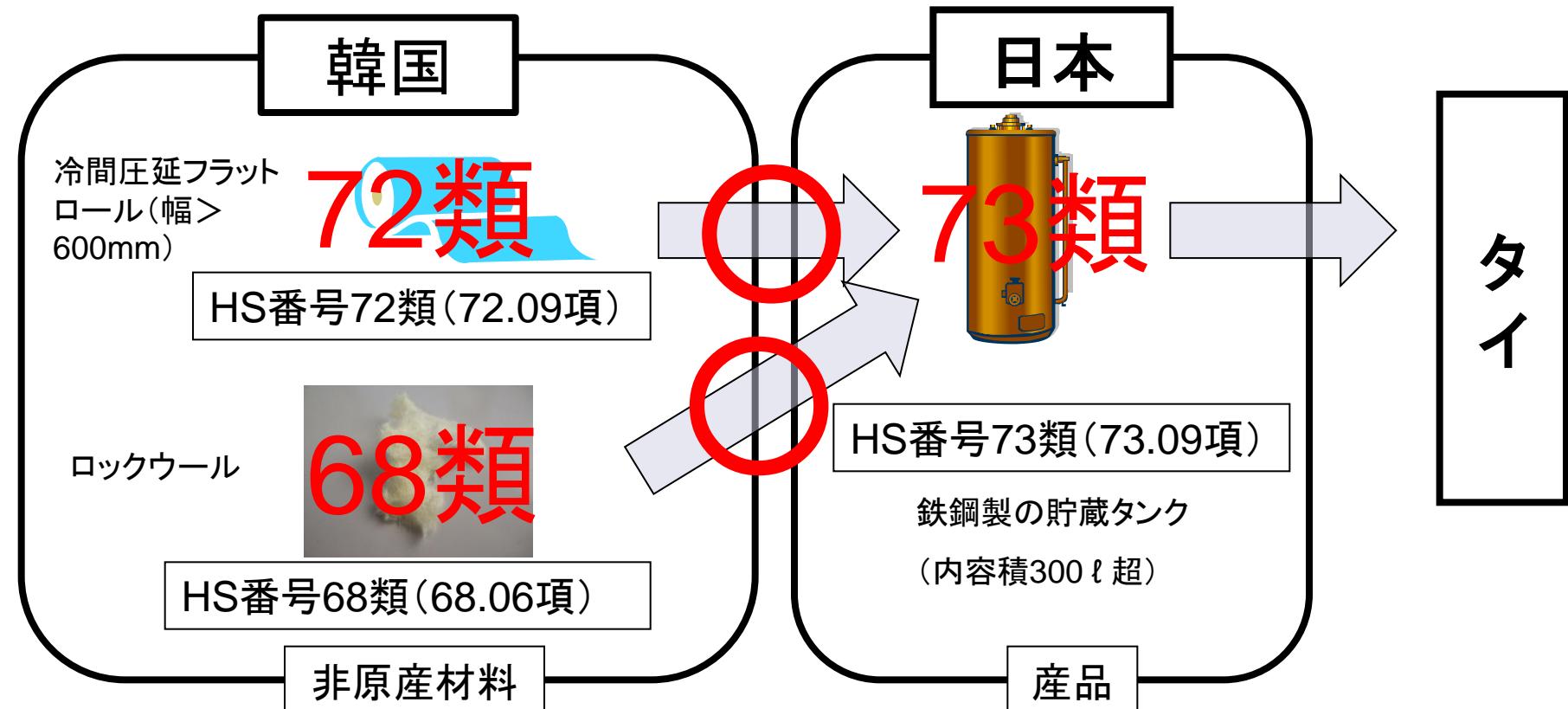
又は、
原産資格割合が四十パーセント以上であること(第七三・〇一項から第七三・一〇項までの各項の產品への関税分類の変更を必要としない。)。
第七三・一・一一一号から第七三・二・八三号までの各号の產品への当該各号以外の
号の材料からの変更又は、
第七三・二・一一一号から第七三・二・八三号までの各号の產品への当該各号以外の
号の材料からの変更又は、
原産資格割合が四十パーセント以上であること(第七三・一・一一一号から第七三・二
一・八三号までの各号の產品への関税分類の変更を必要としない。)。
第七三・二・九〇号から第七三・三・一〇号までの各号の產品への他の類の材料か
らの変更又は、
原産資格割合が四十パーセント以上であること(第七三・二・九〇号から第七三・二
三・一〇号までの各号の產品への関税分類の変更を必要としない。)。
第七三・三・九一号から第七三・三・九九号までの各号の產品への他の類の材料か
らの変更又は、
原産資格割合が四十パーセント以上であること(第七三・三・九一号から第七三・三
三・九九号までの各号の產品への関税分類の変更を必要としない。)。
第七三・四・一〇号から第七三・四・二九号までの各号の產品への当該各号以外の
号の材料からの変更又は、
原産資格割合が四十パーセント以上であること(第七三・四・一〇号から第七三・三
三・九九号までの各号の產品への関税分類の変更を必要としない。)。

原産品(日タイ経済連携協定(EPA)の例)

1. 関税分類変更基準 (ケース1)

類Chapter(2桁): (例) 第72類

第73.01項から第73.20項までの各項の产品への他の類の材料からの変更

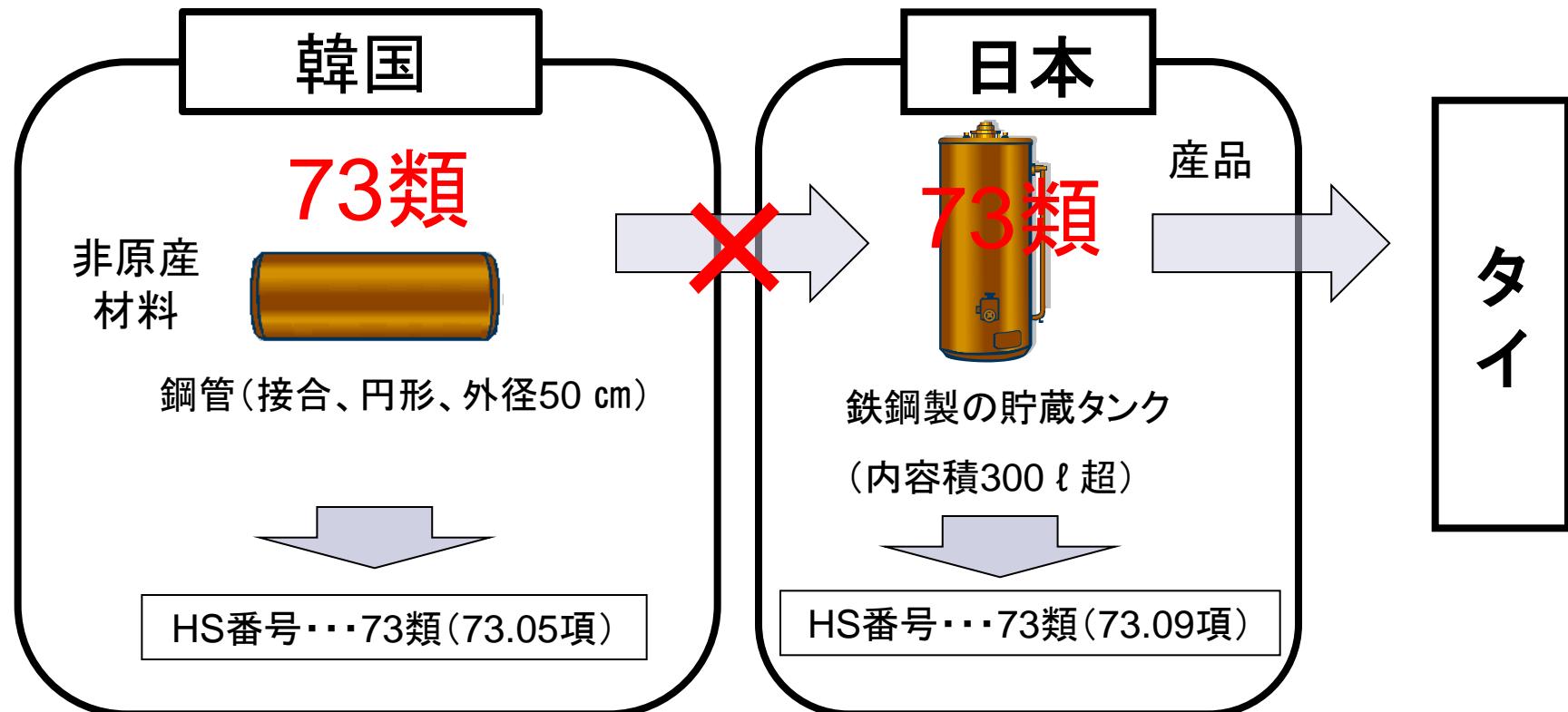


原産品(日タイ経済連携協定(EPA)の例)

1. 関税分類変更基準 (ケース2)

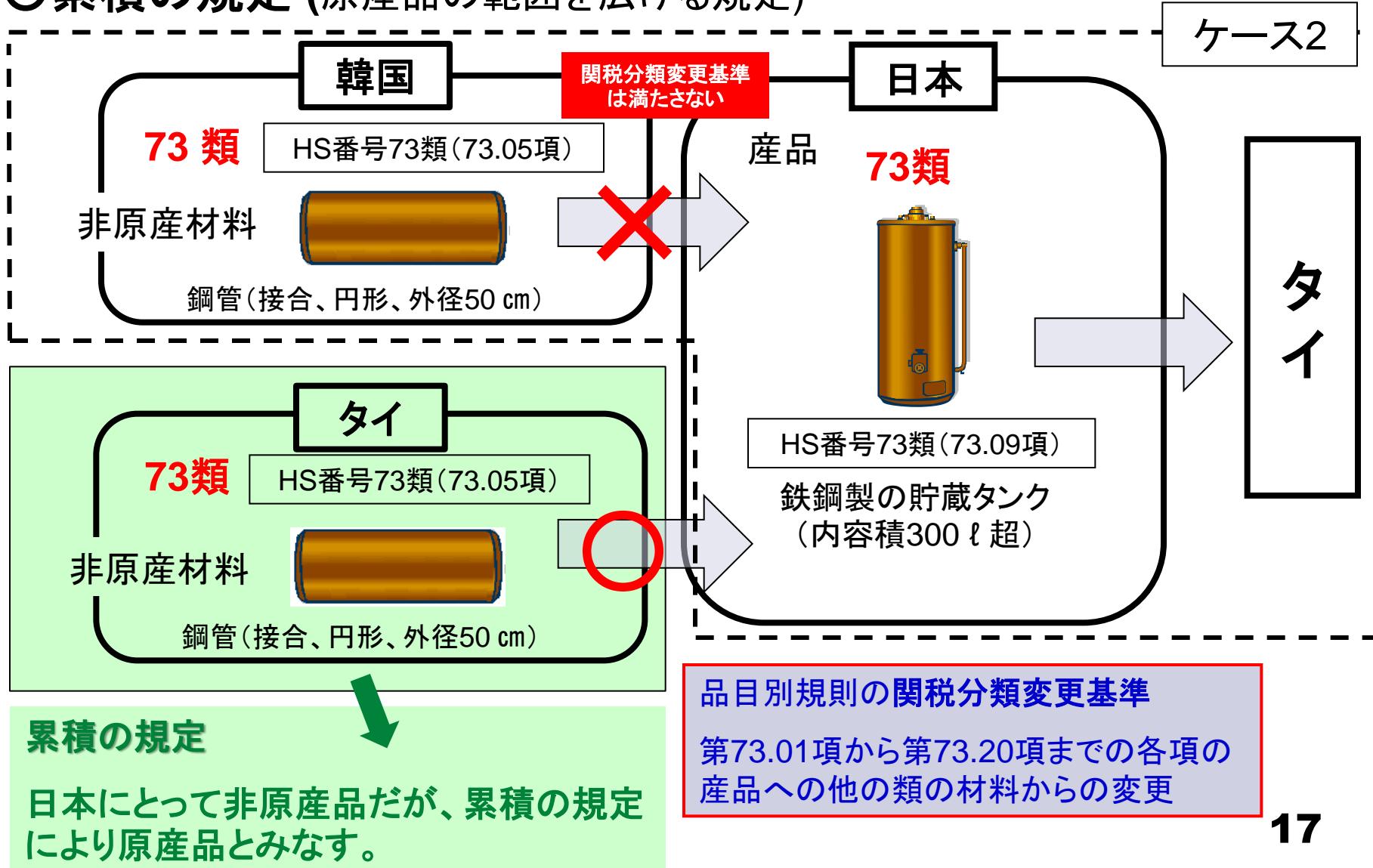
類Chapter(2桁) : (例) 第72類

第73.01項から第73.20項までの各項の产品への他の類の材料からの変更



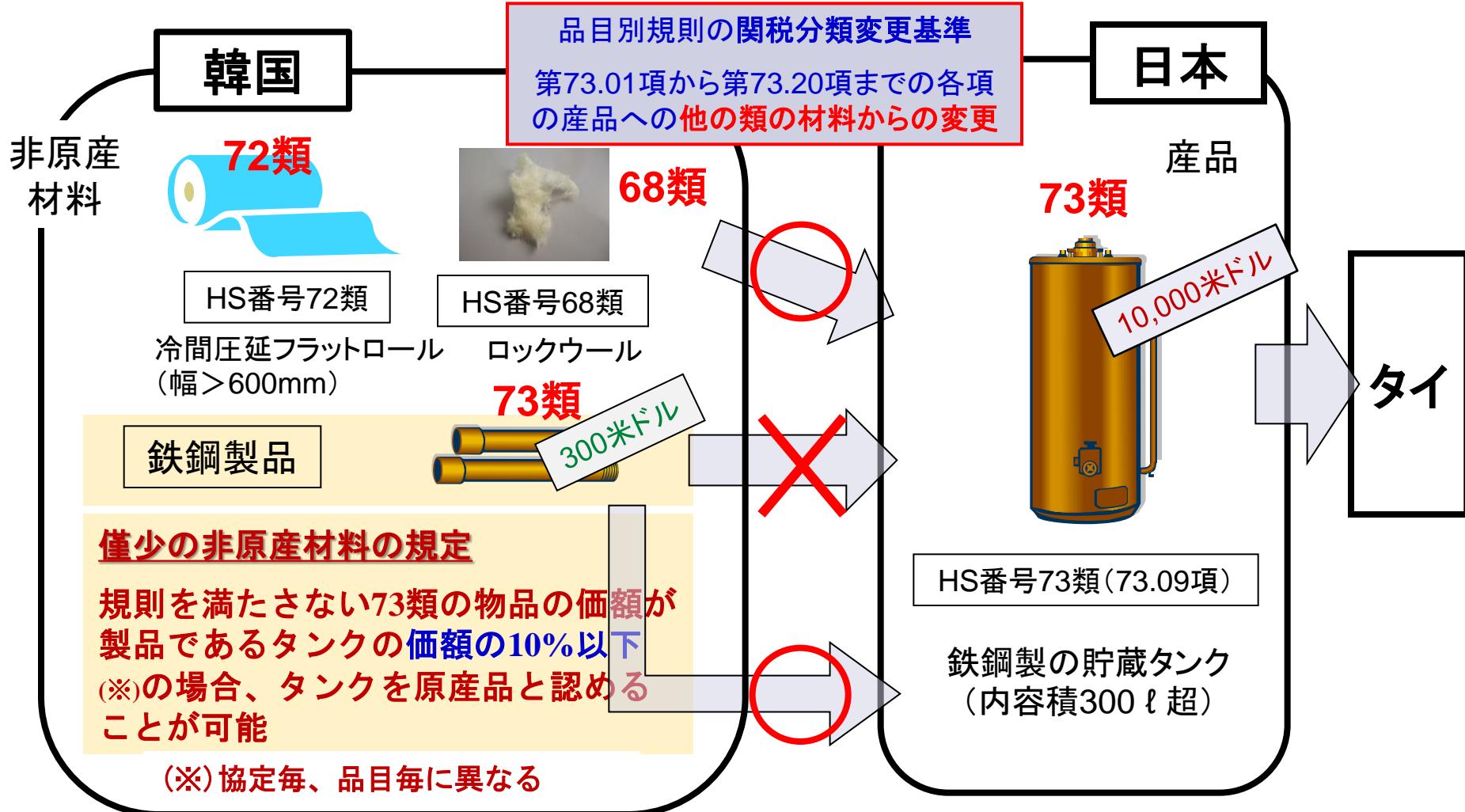
原産品(日タイ経済連携協定(EPA)の例)

○累積の規定 (原産品の範囲を広げる規定)



原産品(日タイ経済連携協定(EPA)の例)

○僅少の非原産材料(原産品の範囲を広げる規定)(ケース3)



主な僅少の非原産材料の適用対象品目の比較表

*適用できる品目、閾値
はEPAごとに異なる。

	第1類	第2類 第3類	第4類～ 第8類	第9類	第10類～ 第14類	第15類	第16類	第17類	第18類	第19類	第20類	第21類	第22類	第23類	第24類	第25類	第26類～ 第27類
日シンガ ポール EPA									x		產品のFOB価額の 7%以下					x	
日メキシコ EPA	產品の取引価 額の10%以下 (※1)	x	產品の取引価額の10%以下(※1)		x						產品の取引価額の10%以下(※1)						
日ブル マレー リビン ドネ シア EPA									x								
日チリ EPA				x						2008.9.2: 產品のFOB価額 の10%以下				x			
日タイEPA			x							產品のFOB価額の7%以下					x		
日アセアン 包括的 EPA		x			產品の FOB価額 の10%以 下	x	1803.10, 1803.20, 1805.00: 產品のFOB価額 の10%以下		產品のFOB価額の 10%以下	2103.9.0: 產 品のFOB價 額の7%以下		產品のFOB価 額の10%以下		x			
日スイス EPA										その他: x		その他: x				產品の工場渡し価額 の10%以下(※3)	
日ベトナ ムEPA	x		0901.21, 0901.22: 產品のFOB 価額の10% 以下	x	產品的 FOB價額 的10%以 下	x	1803.10, 1803.20, 1805.00: 產品的 FOB價額的 10%以下		產品的FOB價額的 10%以下	2103.9.0: 產 品的FOB價 額的7%以 下		產品的FOB價 額的10%以下		x			
日インド EPA		x					1604.20, 1605.20, 1605.90: x			2101.11, 2101.20, 2106.10, 2106.90: x		2207.10, 2207.20: x		2501.00: 產品的 FOB價額 的7%以 下		x	
日ペルー EPA	產品的FOB 價額的10%以 下 (※1)	x	產品的FOB價額的10%以下(※1)	x						產品的FOB價額的10%以下(※1)					產品的FOB價 額的10%以下		

※1: 產品の生産に使用する非原産材料が、原產品とされる產品と異なる号に掲げられる場合に限り、適用される。

※2: 產品の閾値を決定する材料に含まれる特定の繊維又は糸が、所定の閾値を満たしていないことを理由として、當該產品が原產品と認められない場合に限り適用される。

※3: 例外として、第32.04項及び第34.02項については、產品と同じ項に属する非原産材料については工場渡し価額の20%以下の場合と規定されている。

主な僅少の非原産材料の適用対象品目の比較表

*適用できる品目、閾値
はEPAごとに異なる。

	第28類	第29類	第30類～ 第34類	第35類	第36類～ 第37類	第38類	第39類～ 第45類	第46類	第47類～ 第49類	第50類	第51類	第52類	第53類	第54類～ 第63類	第64類～ 第97類
日シンガ ポール EPA	產品のFOB価額の10%以下										產品の重量の7%以下				產品のFOB価額の10%以下
日メキシコ EPA	產品の取引価額の10%以下										關稅分類を決定する材料に含まれる特定の纖維又は糸の総重量が当該材料の総重量の7%以下である場合(※2)				產品の取引価額の10%以下
日日日日 日本 ブルイマ イルシレ リネンド ビン・イネ ン・シニア ・	產品のFOB価額の10%以下										產品の重量の7%以下				產品のFOB価額の10%以下
日チリEPA	產品のFOB価額の10%以下										產品の重量の7%以下				產品のFOB価額の10%以下
日タイEPA	產品のFOB価額の10%以下										產品の重量の10%以下				產品のFOB価額の10%以下
日アセア ン包括的 EPA	產品のFOB価額の10%以下										產品の重量の10%以下				產品のFOB価額の10%以下
日スイス EPA	產品の工場渡し価額の10%以下(※3)										產品の重量の7%以下				產品の工場渡し価額の10%以下
日ベトナ ムEPA	產品のFOB価額の10%以下										產品の重量の10%以下				產品のFOB価額の10%以下
日インド EPA	2906.11, 2918.14, 2918.15, 2940.00: 產品のFOB 価額の7%以 下	3505.10, 3505.20: 產品のFOB 価額の7% 以下	3502.11, 3502.19: ×	3809.10, 3824.60: 產品的 FOB價額 的7%以下	4601.29, 4601.94, 4602.19: ×	5001.00, 5003.00: ×	51.02, 51.03: ×	52.01～ 52.03: ×	53.01, 53.02: ×	產品的 重量的 7%以下				產品的 FOB價額的 10%以下	
日ペルー EPA	產品のFOB価額の10%以下										產品的 重量的 7%以下				產品的 FOB價額的 10%以下

※1: 產品の生産に使用する非原産材料が、原產品とされる產品と異なる号に掲げられる場合に限り、適用される。

※2: 産品の関税分類を決定する材料に含まれる特定の繊維又は糸が、所定の関税分類変更を満たしていないことを理由として、当該産品が原産品と認められない場合に限り適用される

※3:例外として、第32.04項及び第34.02項については、产品と同じ項に属する非原产材料については工場渡し価額の20%以下の場合と規定されている。

原産品(日タイ経済連携協定(EPA)の例)

(c) 実質的変更基準を満たす產品

■ 関税分類変更基準



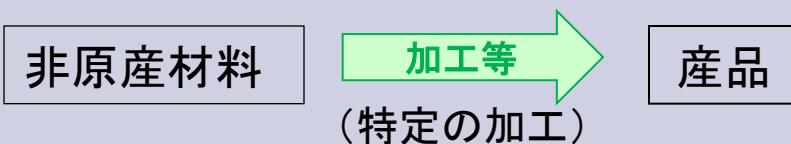
非原産材料と產品の関税分類番号に特定の変化があれば、実質的変更があったとする基準

■ 付加価値基準



付加された価値がある条件以上であれば、実質的変更があったとする基準

■ 加工工程基準



非原産材料に特定の加工工程がほどこされれば、実質的変更があったとする基準

⇒我が国の多くのEPAにおいて、実質的変更基準は、品目毎に上記のいずれかの考え方、あるいは、その組み合わせを採用しています。

品目別規則(日タイ EPAの例)

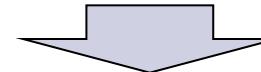
七三三一四・一〇一七三三一四・二九	七三三一三・九一一七三三三・九九	七三三一・一〇一七三三一・一〇	七三三一・一一一七三三一・八三	七三三一〇一七三三一〇
原産資格割合が四十パーセント以上であること（第七三三一・九一〇号から第七三三二・一〇号までの各号の产品への関税分類の変更を必要としない。）。	原産資格割合が四十パーセント以上であること（第七三三一・九一〇号から第七三三二・一〇号までの各号の产品への関税分類の変更を必要としない。）。	原産資格割合が四十パーセント以上であること（第七三三一・九一〇号から第七三三二・一〇号までの各号の产品への関税分類の変更を必要としない。）。	原産資格割合が四十パーセント以上であること（第七三三一・九一〇号から第七三三二・一〇号までの各号の产品への関税分類の変更を必要としない。）。	原産資格割合が四十パーセント以上であること（第七三三一・九一〇号から第七三三二・一〇号までの各号の产品への関税分類の変更を必要としない。）。
原産資格割合が四十パーセント以上であること（第七三三一・九一〇号から第七三三二・一〇号までの各号の产品への関税分類の変更を必要としない。）。	原産資格割合が四十パーセント以上であること（第七三三一・九一〇号から第七三三二・一〇号までの各号の产品への関税分類の変更を必要としない。）。	原産資格割合が四十パーセント以上であること（第七三三一・九一〇号から第七三三二・一〇号までの各号の产品への関税分類の変更を必要としない。）。	原産資格割合が四十パーセント以上であること（第七三三一・九一〇号から第七三三二・一〇号までの各号の产品への関税分類の変更を必要としない。）。	原産資格割合が四十パーセント以上であること（第七三三一・九一〇号から第七三三二・一〇号までの各号の产品への関税分類の変更を必要としない。）。
原産資格割合が四十パーセント以上であること（第七三三一・九一〇号から第七三三二・一〇号までの各号の产品への関税分類の変更を必要としない。）。	原産資格割合が四十パーセント以上であること（第七三三一・九一〇号から第七三三二・一〇号までの各号の产品への関税分類の変更を必要としない。）。	原産資格割合が四十パーセント以上であること（第七三三一・九一〇号から第七三三二・一〇号までの各号の产品への関税分類の変更を必要としない。）。	原産資格割合が四十パーセント以上であること（第七三三一・九一〇号から第七三三二・一〇号までの各号の产品への関税分類の変更を必要としない。）。	原産資格割合が四十パーセント以上であること（第七三三一・九一〇号から第七三三二・一〇号までの各号の产品への関税分類の変更を必要としない。）。
原産資格割合が四十パーセント以上であること（第七三三一・九一〇号から第七三三二・一〇号までの各号の产品への関税分類の変更を必要としない。）。	原産資格割合が四十パーセント以上であること（第七三三一・九一〇号から第七三三二・一〇号までの各号の产品への関税分類の変更を必要としない。）。	原産資格割合が四十パーセント以上であること（第七三三一・九一〇号から第七三三二・一〇号までの各号の产品への関税分類の変更を必要としない。）。	原産資格割合が四十パーセント以上であること（第七三三一・九一〇号から第七三三二・一〇号までの各号の产品への関税分類の変更を必要としない。）。	原産資格割合が四十パーセント以上であること（第七三三一・九一〇号から第七三三二・一〇号までの各号の产品への関税分類の変更を必要としない。）。

鉄鋼製の貯蔵タンク(内容積300 l 超)

HS番号…73類 (2桁)

73.09項 (4桁)

7309.00号 (6桁)



第73.01項から
第73.20項まで
の各項の产品へ
の他の類の材料
からの変更

又は

原産資格割合が40%
以上であること(第
73.01項から第73.20
項までの各項の产品
への関税分類の変更
を必要としない。)

(関税分類変更基準)

(付加価値基準)

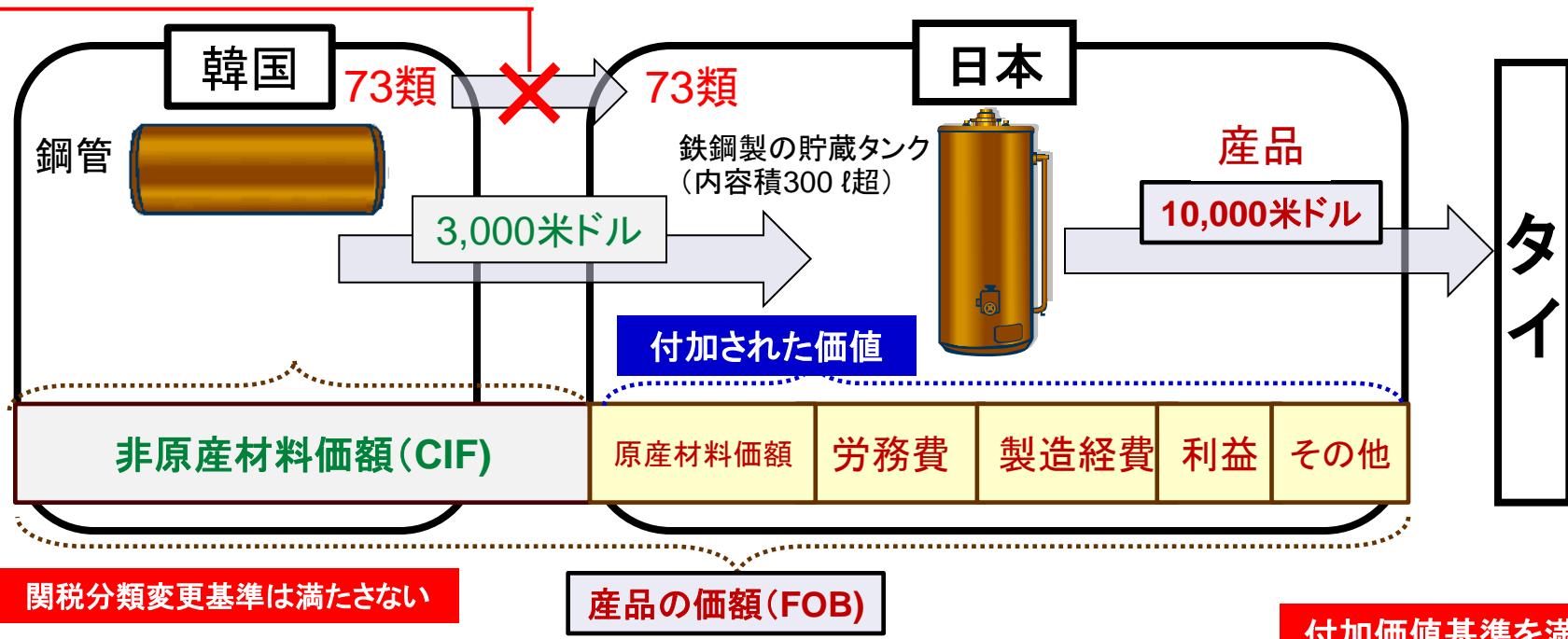
外務省ウェブサイト(税関ウェブサイトからリンクあり)

http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/j_asean/thailand/kyotei.html

原産品(日タイ経済連携協定(EPA)の例)

2. 付加価値基準 (ケース4)

原産資格割合が40%以上であること(第73.01項から第73.20項までの各項の產品への關稅分類の變更を必要としない。)

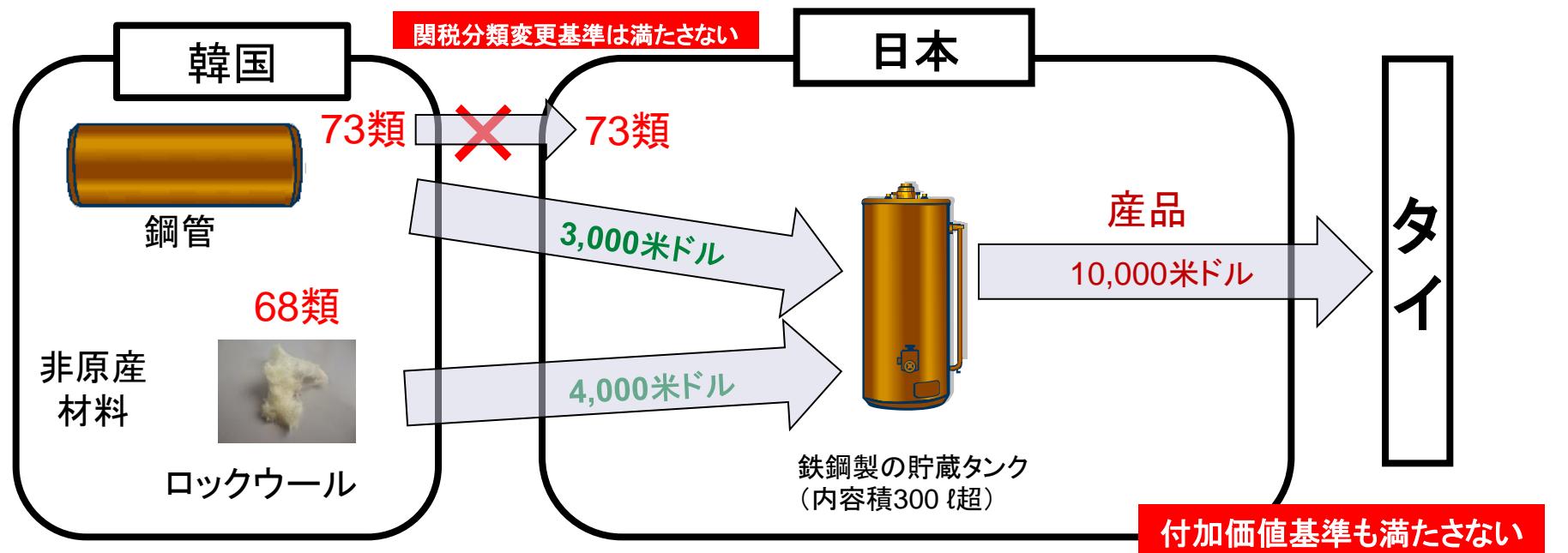


$$\text{原産資格割合} = \frac{\text{产品の価額} - \text{非原産材料価額}}{\text{产品の価額}} = \frac{10,000 \text{米ドル} - 3,000 \text{米ドル}}{10,000 \text{米ドル}} = 70\% \geq 40\%$$

原産品(日タイ経済連携協定(EPA)の例)

2. 付加価値基準(ケース5)

原産資格割合が40%以上であること(第73.01項から第73.20項までの各項の產品への關稅分類の變更を必要としない。)



$$\text{原産資格割合} = \frac{\text{產品の価額} - \text{非原産材料価額}}{\text{產品の価額}} = \frac{10,000 \text{米ドル} - 7,000 \text{米ドル}}{10,000 \text{米ドル}} = 30\% \leq 40\%$$

原産品(日タイ経済連携協定(EPA)の例)

(c) 実質的変更基準を満たす產品

■ 関税分類変更基準



非原産材料と產品の関税分類番号に特定の変化があれば、実質的変更があったとする基準

■ 付加価値基準



付加された価値がある条件以上であれば、実質的変更があったとする基準

■ 加工工程基準



非原産材料に特定の加工工程がほどこされれば、実質的変更があったとする基準

⇒我が国の多くのEPAにおいて、実質的変更基準は、品目毎に上記のいずれかの考え方、あるいは、その組み合わせを採用しています。

加工工程基準 (日タイEPAの例)

① 関税分類基準

(号の変更) ⇒ HS番号の少なくとも6桁の変更があればよい

② 付加価値基準

(原産資格割合40%以上)
⇒付加価値40%以上

③ 加工工程基準

化学変化、精製、異性体分離の工程若しくは生物工学的工程を経ること

外務省ウェブサイト(税関ウェブサイトからリンクあり)

http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/j_asean/thailand/kyotei.html

再掲

原産地規則(日タイ経済連携協定(EPA)の例)

第28条 原産品

協定本体

1 この章に別段の定めがある場合を除くほか、次のいずれかの產品は、締約國の原産品とする。

(a) 当該締約國において完全に得られ、又は生産される產品であつて、2に定めるもの

完全生産品

(b) 当該締約國の原産材料のみから当該締約國において完全に生産される產品

原産材料のみから生産される產品

(c) 非原産材料をその全部又は一部につき使用して当該締約國において完全に生産される產品であつて、附屬書2に定める品目別規則及びこの章の他のすべての関連する要件を満たすもの

実質的変更基準を満たす產品

品目別規則の例

七三・〇一・一七三・一〇

第七三・〇一項から第七三・二〇項までの各項の產品への他の類の材料からの変更は、

原産資格割合が四十ペーセント以上であること（第七三・〇一項から第七三・二〇項までの各項の產品への関税分類の変更を必要としない。）。

七三・一・一・一七三・二・一・八三
七三・一・九〇・一七三・三・一〇

第七三・一・一・一号から第七三・二・一・八三号までの各号の產品への関税分類の変更を必要としない。）。

号の材料からの変更又は、原産資格割合が四十ペーセント以上であること（第七三・一・一・一号から第七三・二・一・八三号までの各号の產品への関税分類の変更を必要としない。）。

七三・一・九・一七三・三・一九

第七三・一・九・一七三・三・一九号から第七三・三・一・九号までの各号の產品への他の類の材料からの変更又は、

原産資格割合が四十ペーセント以上であること（第七三・一・九・一七三・三・一・九号までの各号の產品への関税分類の変更を必要としない。）。

第七三・三・九・一号から第七三・三・九・九号までの各号の產品への他の類の材料からの変更又は、原産資格割合が四十ペーセント以上であること（第七三・三・九・一号から第七三・三・九・九号までの各号の產品への関税分類の変更を必要としない。）。

七三・三・九・一七三・三・一九

第七三・三・九・一七三・三・一九号から第七三・三・九・九号までの各号の產品への他の類の材料からの変更又は、

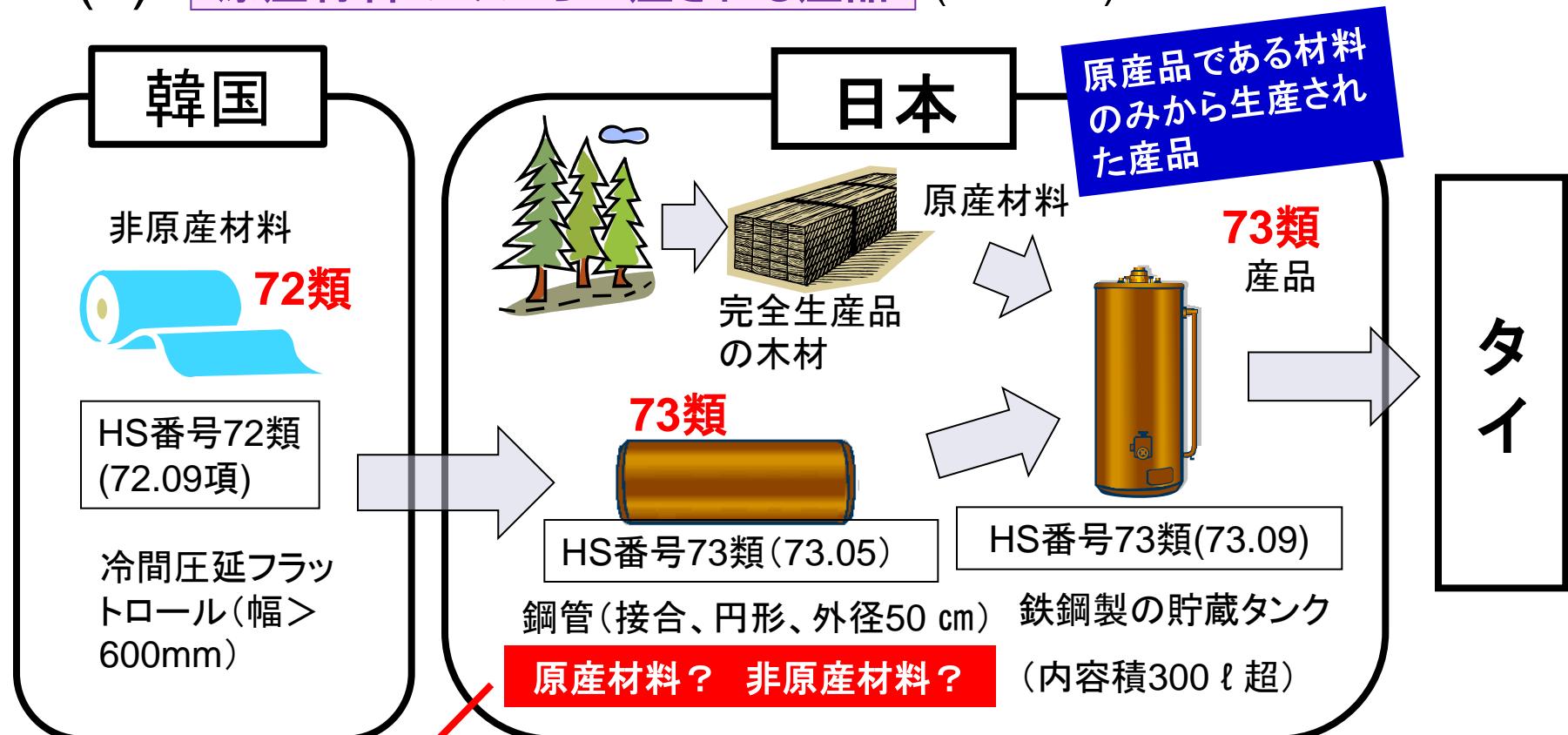
原産資格割合が四十ペーセント以上であること（第七三・三・九・一七三・三・一・九号までの各号の產品への関税分類の変更を必要としない。）。

第七三・四・一・〇・一七三・三・一九号から第七三・三・九・九号までの各号の產品への他の類の材料からの変更又は、

原産資格割合が四十ペーセント以上であること（第七三・三・四・一・〇号から第七三・三・四・一・九号までの各号の產品への当該各号以外の

原産品(日タイ経済連携協定(EPA)の例)

(b) 原産材料のみから生産される产品 (ケース6)



国内調達=原産材料とは限らない。外国から調達した材料を使用しているので、規則を満たすのか要確認。

【品目別規則(関税分類変更基準)】

第73.01項から第73.20項までの各項の产品への他の類の材料からの変更

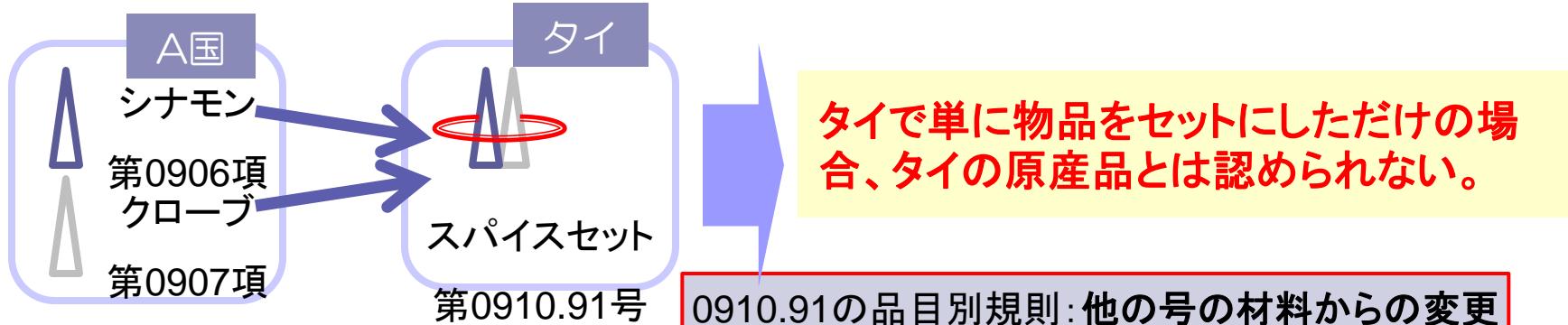
規則を満たすので、原産品

(注意1) 原産資格を与えることとならない作業

◎特定の作業が行われることのみをもって、品目別規則に定める関税分類変更基準又は加工工程基準を満たすものとはしないという規定

【日タイ協定第31条】

- (a) 輸送又は保管の間に產品を良好な状態に保存することを確保する作業（乾燥、冷凍、塩水漬け等）等
- (b) 改装及び仕分
- (c) 組み立てられたものを分解する作業
- (d) 瓶、ケース及び箱に詰めることその他の単純な包装作業
- (e) 一の產品として分類される部品及び構成品の収集
- (f) 物品を単にセットにする作業
- (g) (a) から (f) までの作業の組合せ



(注意2) 一般ルール

品目別規則に規定のない產品は、一般ルールを適用する。

	日アセアンEPA 日イスイスEPA 日ベトナムEPA	日インドEPA	その他のEPA
一般ルール	他の <u>項</u> の材料からの変更 <u>又は</u> 付加価値40%以上	他の <u>号</u> の材料からの変更 <u>及び</u> 付加価値35%以上	全ての產品について品目別規則が規定されているため一般ルールは存在しない

項Tariff Heading (4桁) : (例) 第73.09項

号Tariff Sub-heading (6桁) : (例) 7309. 00号

再掲 どうしたらEPA特恵税率を利用できるのか

①輸出入される产品に関し、EPA特恵税率が設定されていること（EPA税率の場合、協定の譲許表）

②生産された貨物が、「原产品」であると認められること（=原产地基準を満たしていること）

→この原产地基準を満たしていることを証明する書類が「原产地証明書」

③運送の途上で「原产品」という資格を失っていないこと（=積送基準を満たしていること）

→この積送基準を満たしていることを証明する書類が「**運送要件証明書**」（通し船荷証券の写し等）

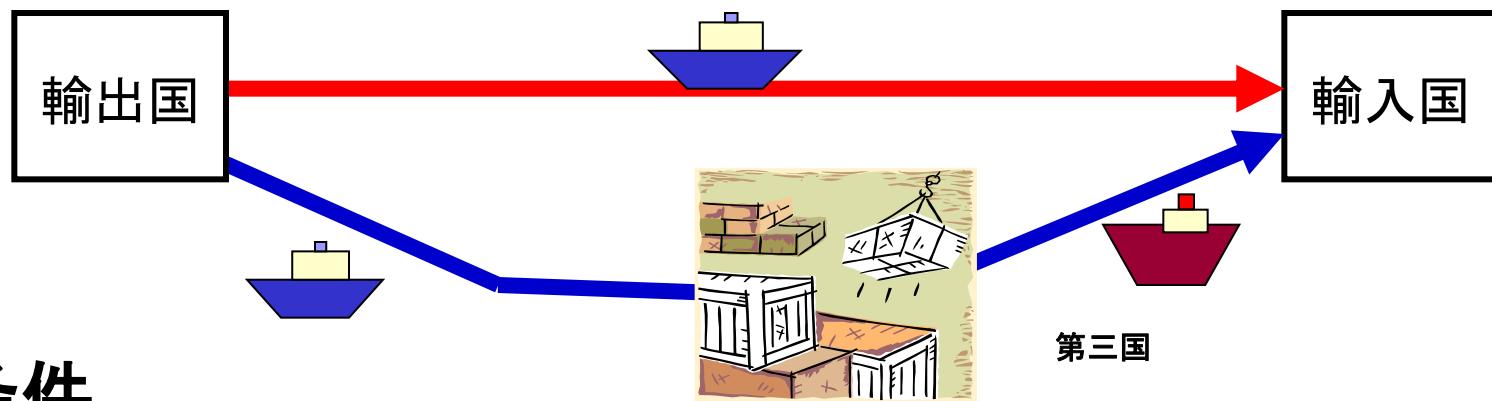


4つの条件をすべて満たさなければいけない！

“③積送基準を満たすこと”をどのように確認するのか？

■ 手順4 積送の条件の確認

貨物が輸入国に到着するまでに原産品としての資格を失っていないかどうかを判断する基準



条件

- 直接運送されること**
- 第三国を経由する場合には、当該第三国において許容される作業は、積卸し及び產品を良好な状態に保存するために必要なその他の作業のみ**

再掲 どうしたらEPA特恵税率を利用できるのか

①輸出入される产品に関し、EPA特恵税率が設定されていること（EPA税率の場合、協定の譲許表）

②生産された貨物が、「**原產品**」であると認められること（=原産地基準を満たしていること）

→この原産地基準を満たしていることを証明する書類が「**原産地証明書**」

③運送の途上で「原產品」という資格を失っていないこと（=積送基準を満たしていること）

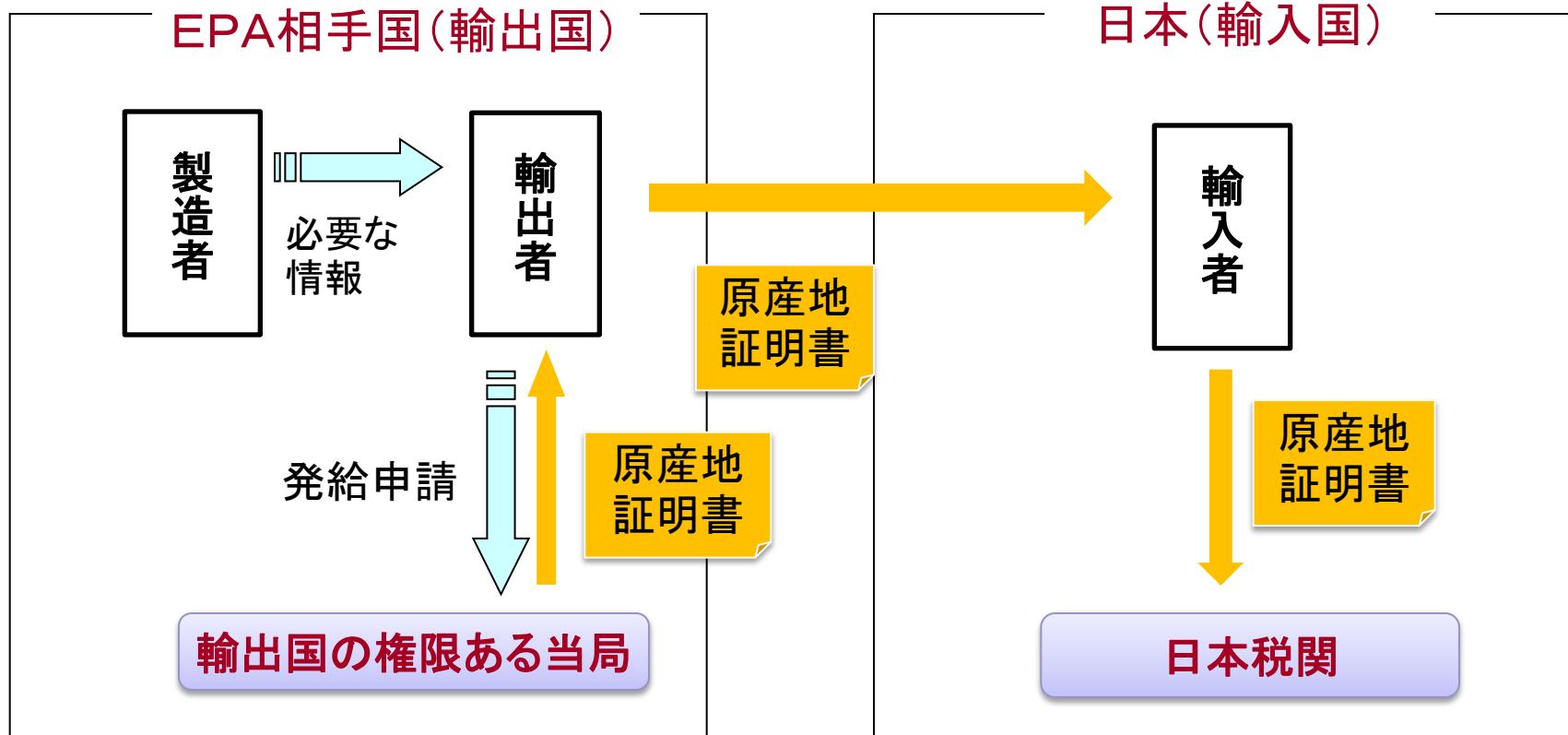
→この積送基準を満たしていることを証明する書類が「**運送要件証明書**」（通し船荷証券の写し等）



4つの条件をすべて満たさなければいけない！

“④手続的規定を満たすこと”をどのように確認するのか？

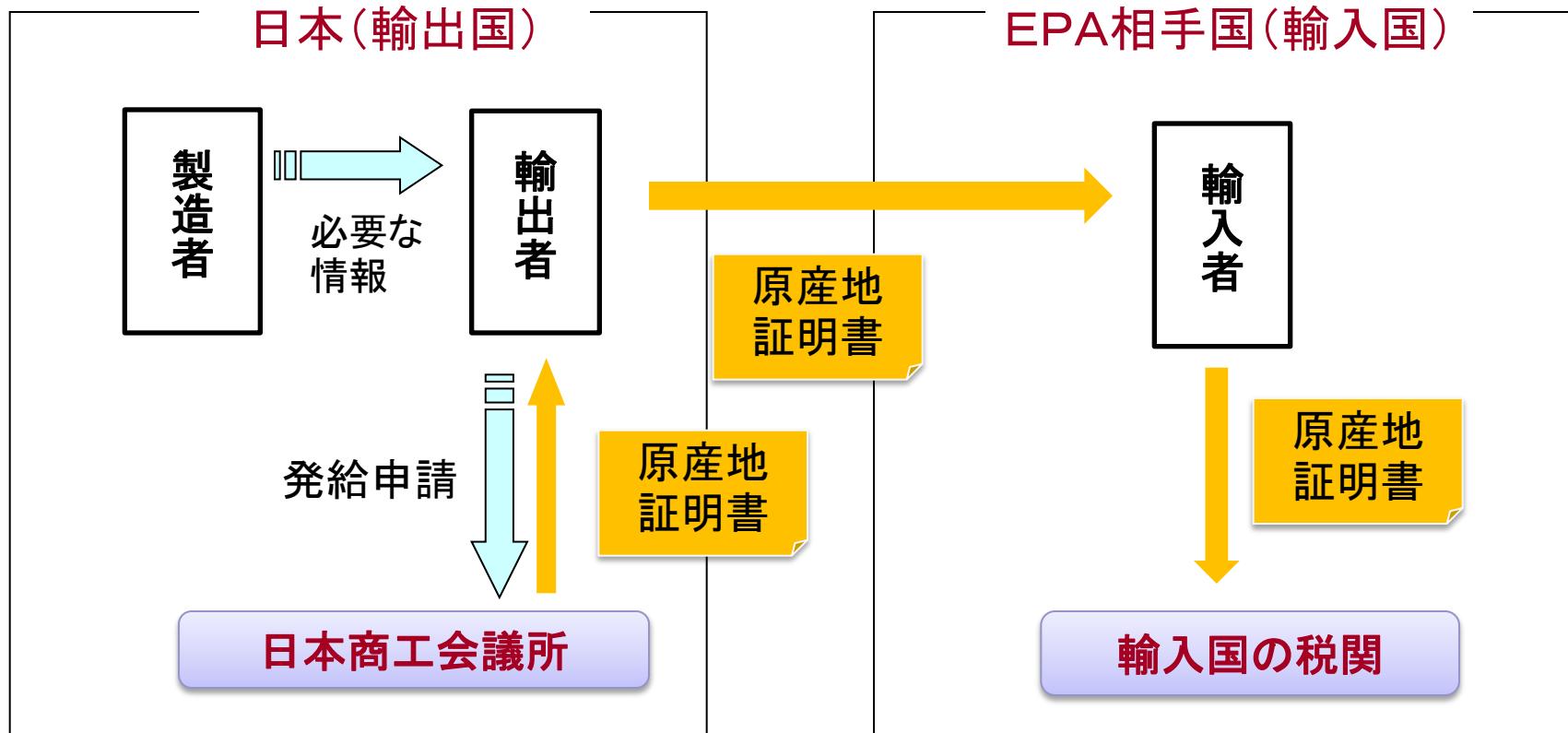
■ 手順5 原産地証明書等の入手 (日本への輸入)



(※)スイス、ペルー、メキシコとのEPAでは、認定輸出者による自己証明制度を併用

“④手続的規定を満たすこと”をどのように確認するのか？

■ 手順5 原産地証明書等の入手 (日本からの輸出)



(※)スイス、ペルー、メキシコとのEPAでは、認定輸出者による自己証明制度を併用

本日の説明

- どうしたらEPA特恵税率を利用できるのか？
- ①EPA特恵税率が設定されていること



STEP1 関税分類番号の確認

STEP2 EPA税率の確認

- ②原産地基準を満たす原産品であること
- ③積送基準を満たすこと
- ④手続的規定を満たすこと

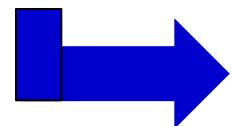


STEP3 輸出入產品の原産性の確認

- 材料の確認
 - 原産材料か非原産材料か
 - 原産材料:根拠の確認
 - 非原産材料:品目別規則を確認
 - 僅少、累積の規定の確認

STEP4 積送の条件の確認

STEP5 原産地証明書等の入手



原産地規則

EPAに関するお問い合わせ先

お問い合わせ先



EPAを利用した輸出入全般について

日本貿易振興機構 (JETRO) <http://www.jetro.go.jp/indexj.html>

お電話

在日本企業の方 ビジネス情報サービス課（貿易投資相談受付専用） ☎ 03-3582-5651



在海外企業の方 進出企業支援課 ☎ 03-3582-5017

インターネット EPAアドバイザー <http://www.jetro.go.jp/services/advisor/>



経済産業省 通商政策局 経済連携課

お電話

03-3501-1595

FAX

03-3501-1592

インターネット http://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/epa/



メール

epa-soudan@meti.go.jp



特定原産地証明書の発給について

日本商工会議所 国際部 特定原産地証明担当

お電話

03-3283-7850

FAX

03-3216-6497

インターネット

http://www.jcci.or.jp/gensanchi/office_list.html



メール

tokuteico@jcci.or.jp



EPAに関するお問い合わせ先

日本への輸入時の手続について

日本へのEPAを利用した輸入手続については、各地の税関で詳細な情報提供を行なっています。

■ 税関相談官等 電話番号・メールアドレス一覧

税関	電話番号	メールアドレス
函館税関	■ 0138-40-4261	hkd-gyomu-sodan@customs.go.jp
東京税関	■ 03-3529-0700	tyo-gyomu-sodankan@customs.go.jp
横浜税関	■ 045-212-6000	yok-sodan@customs.go.jp
名古屋税関	■ 052-654-4100	nagoya-gyomu-sodankan@customs.go.jp
大阪税関	■ 06-6576-3001～5	osaka-sodan@customs.go.jp
神戸税関	■ 078-333-3100	kobe-sodan@customs.go.jp
門司税関	■ 050-3530-8372	moji-sodankan@customs.go.jp
長崎税関	■ 095-828-8619	nagasaki-sodan@customs.go.jp
沖縄地区税関	■ 098-863-0099	oki-9a-koho@customs.go.jp (広報)

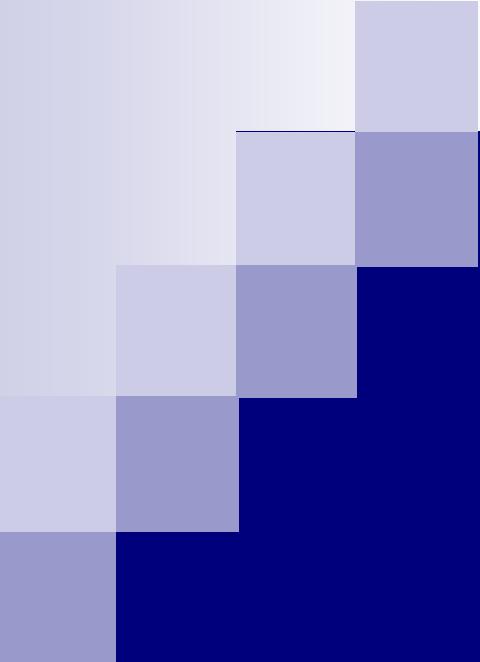
インターネット

<http://www.customs.go.jp/question2.htm#a>



税関の原産地担当部門

- 函館税関業務部原産地調査官: 0138-40-4256
- 東京税関業務部原産地調査官: 03-3599-6527
- 横浜税関業務部原産地調査官: 045-212-6174
- 名古屋税関業務部原産地調査官: 052-654-4205
- 大阪税関業務部原産地調査官: 06-6576-3196
- 神戸税関業務部原産地調査官: 078-333-3097
- **門司税関業務部原産地調査官: 050-3530-8369**
- 長崎税関業務部原産地調査官: 095-828-8665
- 沖縄地区税關原产地調査官: 098-862-8692



ご清聴ありがとうございました

お問い合わせ先
門司税関業務部
原産地調査官
050-3530-8369